

平成16年度第3回青森県行政改革推進委員会での委員等発言要旨

と き 平成16年9月1日(水)午後1時から

ところ 青森県庁西棟8階大会議室

出席委員 12名 内田委員、加福委員、工藤委員、今委員長、佐々木委員、佐野委員、
田中委員、大黒委員、中谷委員、福士委員、程川委員、山本委員
欠席委員 3名 青木委員、木村委員、古川委員

今委員長

県側から、「県行政全般にわたる抜本的な見直しの概要について」「行政改革大綱改定一次素案について」「今後の県財政の推移(試算)について」の説明をいただき、また、現在、同時並行して検討が進められている「新青森県基本計画(仮称)素案の概要について」も説明していただく。

一通り説明いただいた上で、行政改革大綱一次素案について、各委員から御意見、御質問等をいただき審議を進めたいので、御協力をお願いします。

なお、本日予定の時間だけでは、審議が十分になされないことも考えられ、その場合は、近日中に再度委員会を開催したいと考えているので、あらかじめ御了解くださるようお願いする。

特別対策局
天童局長

資料1、県行政全般にわたる抜本的な見直しの概要について。

ここで、財源不足額の推移について振り返ってみたい。

平成16年度から20年度までの5年間ということで、財政改革プランを昨年11月に策定したが、この時点で、財源不足額は2,032億円であった。それで、財政改革プランを推進した後ということでは、様々な歳出の見直し等を行った結果として、財源不足額は341億円まで圧縮された。この341億円の財源不足については、基金の取り崩しで対処する、ということになったわけである。

その後、平成16年度当初に、三位一体の改革による交付税総額の大規模な削減があり、それに伴い中期財政試算のローリングを今年の5月に行っている。その時点で、財源不足額は、の2,917億円であり、差引で885億円拡大する。これを17年度から20年度までの今後4年間で捉えると、の827億円、これが我々の新たなターゲットということになる。

そこで、今回、県行政全般にわたり、ありとあらゆる角度から見直した結果として、取組件数として284件、業務量は763人工、763人の業務量に相当するものである。見直しの効果額は320億円、これを17年度から20年度までの4年間でみると319億円となり、これがの数字。

特別対策局
天童局長

それから、の平成16年度の地方交付税等算定結果による歳入の置換額ということで96億円。これは、当初予算編成時点で見込んだ交付税の算定額と実際に交付されるものとの差が、良い具合に、24億円あり、24億円掛ける今後の4年間ということで96億円。

そのふたつを足し込んで、の415億円となる。したがって、先ほど申し上げたの新たなターゲットの財源不足額827億円に対して、の415億円の差引き412億円の財源不足額が残るという形になる。

ありとあらゆる様々なことをした結果であるが、827億円の半分にしかならない、ということである。

それではこの412億円をどうするのか、ということだが、これについては、17年度以降20年度までの、各年度の当初予算編成の中で対処しなければならないものである。一挙にはいかないまでも、各年度ごとに、更に見直しをしていくというものである。

今後の取組方針であるが、この大綱改定一次素案について、今、御審議いただいている行政改革推進委員会、それから県議会、市町村、関係団体等の意見を聴いた上でパブリックコメントに付す。そのパブリックコメントに付すための大綱の改定素案をこの後まとめていく必要がある、という段取りになっている。

次に資料2、行政改革大綱の改定一次素案について。

まず1ページ目、行政改革の目的。これは何と言っても、「ふるさと青森県の再生・新生」実現のための大改革ということになる。

真ん中に考え方を書いてある。21世紀に入った今、時代の大きなうねりの中にあり、真に県民の幸せと県勢の発展につながる未来を切り拓き、次代を担う子ども達へかけがえのない「ふるさと青森県」を責任をもって引き継いでいく、そのためには、自主自立の青森県づくりを着実に進めていく必要がある。

しかしながら、これを支えるべき本県財政は、脆弱な財政構造と財源不足の経緯については、先ほど資料1に基づいて御説明申し上げた。

このページの一番下、本県は今まさに危機に直面し、このままでは立ち行かないという深刻な状況にある。

そこで2ページ。このため、財政改革プランに加えての新たな視点からの取り組みを含めて、行財政の大改革を断行することが、今まさに緊急の課題である。

この大改革は、自主自立の青森県づくりを支える、行財政基盤の確立に向けて、

一つには、行財政運営システムの簡素・効率化を推進すること。

それから、県行政の役割分担の抜本的な見直しを行うこと。

それと、行政の経営革新を図る、というものである。

この大改革の強力な推進によって、新青森県基本計画（仮称）別

途策定作業を並行して進めているわけだが、後ほど、改めて御説明があるが、新青森県基本計画（仮称）を確実に推進して、産業・雇用・福祉・環境といった分野をはじめとする施策のより積極的な推進につなげ、「ふるさと青森県の再生・新生」実現を目指すものである。

この大改革を実行するため、平成16年度から平成20年度までの5年間にける主な取組みの内容として、ここに青森県行政改革大綱を改定する。

その下、2番目。行政改革の推進項目ということで、以下、3つの大きな柱を考えている。

(1)が、「自主自立の青森県づくりを支える行財政基盤の確立」。3ページ目の2つ目の大きな柱、「県の役割の見直しによる行政サービス提供体制の新たな構築」ということ。

3番目、「県民の目線に立った成果重視型の行政経営の推進」である。

今、行政を、反省を込めて振り返ってみた場合に、どうしても成果重視型ということについては、民間に比べるとその辺は薄かったということは否めないと思う。この先、行政展開としては、この成果重視型というものを強めていかなければ駄目だという認識である。

では、行政改革の推進によって目指すべき県行政の将来像はいかに、となるわけだが、次のような県行政の将来像を目指そうとしている。

まず1つ目、簡素で効率的かつ効果的な行財政運営システムの構築。何といても、いろんなことの基盤になるところの行財政運営システムの構築が一つである。

それから2つ目、いわば、パートナーとしての市町村との役割分担に基づく広域的な行政サービスの提供。

4ページ。もう一つが、民間との協働によるサービスの提供ということ。行政サービスについては、民間にできるものは民間に委ねるとともに、県が担う行政サービスにあっても、民間の経営手法等を導入し、行政サービスの質と効率の向上を図る。

その下、質の高い行政サービスの提供。職員の能力向上を図るとともに、徹底的な意識改革を行って、ポイントとして、コスト意識とスピード感を持って、質の高い行政サービスを提供する。

以上によって、新青森県基本計画（仮称）に基づく施策の積極的な推進につなげて、自主自立の青森県づくりを支える県行政を強力に展開していきたいと考えている。

その下、4番目、行政改革の推進ということで、行政改革大綱の取組期間は、先ほど申し上げた5年間である。この取組期間中、行政改革実施計画なるものを策定して、毎年度、行革の取り組み状況を点検していきたい。

そこで5ページ、大きな柱の一つ、自主自立の青森県づくりを支える行財政基盤の確立について。

まず1つ目が、組織の簡素効率化ということで、(1)本庁及び出先機関の見直し。本庁及び出先機関については、市町村合併、あるいは地方分権の進展の状況、あるいは道路整備による県内の時間距離の短縮、ITの普及等を踏まえて、より簡素で効率的かつ効果的な行政執行体制を見直すというものである。

この中で、出先機関については、中長期的視点に立ち、現在、県内6地区、ものによっては7地区に配置している県税事務所など、そこに掲げてある各事務所について、所管区域の人口、事業費、事業量等を勘案し、概ね10年以内に県内3地区に配置するよう再編を検討する。

現在6地区であるので、いろんな変化、進展を考えて、その半分の3地区ということで、再編を検討したいというもの。

この様な出先機関の再編の基本方針の下に、住民の利便性に配慮しつつ、当面、次のとおり出先機関の統廃合を行う。

統合として、そこにあるように、北地方と西地方の農林水産事務所の統合。2つ目が、弘前家保と木造家保の統合。3つ目が、農業改良普及センター、14か所あるが、これの農林水産事務所単位での統合。それと、五所川原と鱒ヶ沢県土整備事務所の統合。

6ページは、廃止について。西北地方福祉事務所鱒ヶ沢支所、五所川原保健所鱒ヶ沢支所、上十三保健所の三沢庁舎があるが、これの廃止。青森県農林総合研究センターの砂丘研究部の廃止。

それから(2)漁業取締船及び漁業試験調査船の減船ということ。船舶の老朽化等を踏まえて、漁業取締船については、現在3隻のうち、1隻は廃船し2隻体制とする。漁業試験調査船については、4隻のうち1隻を廃船し、3隻体制とするというもの。

(3)は、警察署、交番、駐在所の統廃合。県民の安全、安心の確保に配慮しつつ、市町村合併の動向を見極めながら、警察署の統廃合を検討する。また、治安情勢、人口、世帯数との変動に応じて、計画的に交番、駐在所の統廃合を進めていく。

7ページ、職員数の適正化の関係について。定員の適正化については、この際、数値目標を設定し、積極的に取り組んでいく。

(1)として、ア、一般行政部門。計画期間が16年度から20年度までの今後5年間で、対象職員は5,321人あるが、適正化目標として800人であるから、この期間中の適正化率は15%。

その下、イ、教育部門。5年間で対象職員は606人、適正化目標は76人。括弧に書いてあるが、内、一般職員は56人。

続いて、8ページが一番上に掲げている教職員の人員の見直し。県立高等学校教育改革第2次実施計画(案)に基づき、県立高等学校の教職員の人員の見直しを行っていくというもの。

ウは警察部門。5年間で、対象部門は警察官を除く一般職員。対象職員は399人に対して、適正化目標は6人としている。

その下の(2) 早期退職制度の導入について。勸奨退職制度について、早期退職制度を導入し、これを5年間に限り実施し、この間の早期退職を促進していくというもの。

3が職員給与の適正化について。社会経済情勢の変化や国の改革の動向を踏まえて、適正化を推進していく。

9ページは、4番で事務処理の効率化ということ。総務事務センター、仮称だが、その設置による内部管理業務の抜本的改革を進めるほかに、公共工事の検査事務の効率化を図るなど、事務処理の効率化を更に推進していく。

(1)に総務事務センター(仮称)の設置と掲げている。これは何かと言うと、県民サービスとは直結しない内部管理業務がある。例えば、そこに書いてあるように、職員の給与及び旅費の支給事務であるとか、福利厚生事務等の内部管理業務について、今現在は、県庁の中で各課にそのための要員を配置して、それぞれで行っている。

ITを活用して、この際、総務事務センターを設置し、集中処理を進めることによって省力化を図っていくというものである。

11ページ、公共工事コスト等の縮減及び県有資産の総合的な利活用について。

(1)の公共工事コストの縮減ということで、コスト構造改革プログラムを策定し、地域の実情にあった制度、基準、ローカルルールを導入などにより、公共工事コストの縮減を図っていく。

また、公共工事の入札について、一層の競争原理が働くよう、入札制度の運用の改善を図る。

2つ目は、施設の維持、管理コストの縮減と県有資産の総合的な利活用について。

アがファシリティマネジメント及びアセットマネジメントの導入ということ。この意味は、この下の方にある印で書いてあるが、ファシリティマネジメントとは、施設、設備を経営資源として捉えて、経営的視点から総合的、長期的観点に立ち、コストの最適化を図り、施設、設備を管理、活用する手法である。

アセットマネジメントというのは、橋梁等の公共施設を資産として捉え、その損傷、劣化等を将来にわたって把握することにより、計画的かつ効率的に管理し、維持管理費用の縮減を図る、公共施設の管理手法である。

前に戻るが、アの下のところ、県有施設の管理・運営の最適化を図るために、このファシリティマネジメントを導入し、維持・管理コストの縮減を図る。

また、橋梁について、アセットマネジメントを導入し、橋梁の長寿命化及び維持管理コストの縮減を図るということ。

続いて12ページ、6番の歳入確保の取組みということ。

いろいろな行財政改革を進めていく際に、歳出面での見直しだけではなく、この際、歳入確保についても積極的に取り組むというもの。

(1)が、地方税、財政制度の充実等ということ。3行目、財源保障機能と財源調整機能を果たす地方交付税があるが、その地方交付税制度の堅持、強化。それから、平成17年度以降の地方交付税の総額確保など、国に対して、あらゆる機会を通じて本県の意見を主張していく。

また、本県は食料、エネルギー、人材などを全国に供給し、国民生活を根底から支えており、国の発展に貢献していることから、こうした貢献度と役割を正當に評価し、財源確保について適切に対応するよう求めていく。

(2)は、県税について。

ア、法定外税の創設等。森、川、海などの環境保全のために実施する諸施策の財源確保等のため、新たな法定外税の創設を検討するほか、法定外普通税である、核燃料物質等取扱税については、税収を安定的に確保するための方策を検討する。

13ページ、(3)の使用料及び手数料については、額の見直しを行うとともに、営農大学校や職業能力開発校、職業能力開発校といっても求職者に係るものは除くが、それらについて、授業料、研修費の徴収を検討するなど、見直しを行う。

その下、7番目、持続可能な財政構造の確立に向けた財政運営ということ。

ポイントが幾つかあるが、まず(1)、財政運営の基本的考え方。先ほど来、申し上げてきたように、国の三位一体の改革による、地方交付税総額の急激かつ大幅な削減など、本県財政にとって一層厳しく、かつ不透明さが増す環境変化の中にあっても、財政再建団体の転落の回避、持続可能な財政構造の確立といった、財政運営の基本方針は堅持する。このため、今後の予算編成に当たり、財革プランに基づく財政健全化方策の徹底及び前倒し実施を行うとともに、これに加えての新たな視点からの取り組みを含め、行政改革大綱に定める取組方策を着実に推進することにより財源不足の圧縮に努め、行財政基盤の充実の強化を図っていく。

(2)が、財政改革プランの見直しの関係。国の三位一体の改革の動向を見極めながら、歳入面、地方交付税などの歳入面の支援について、将来の基調を見通すことが可能となった段階で、平成20年度での一定規模の基金残高の確保、収支均衡の実現を図るといった財革プランの目標、推進期間等について所要の検討を行い見直しする。

また、見直すまでの間にあっても、一定の仮定のもとで、中期財政試算のローリングを行い、拡大した財源不足額の圧縮に努める。

(3)が、歳出全般の整理合理化について。事務事業の見直しを徹底し、歳出全般の整理・合理化を図る。このため、各年度の当初予算

の編成を通じて、シーリングの強化等により、県行政の全般にわたる抜本的な見直しや、施策の選択と重点化を一層推進し、補助金を含む事務事業の再構築を図っていく。

(4)が、普通建設事業費の見直しの関係。普通建設事業費については、財政環境に変化に対応した調整が必要な状況にあるものの、雇用・地域経済への対応の観点から、可能な限り、財政改革プランの趣旨を維持する。

このため、普通建設事業費の構成、補助事業費と単独事業費があるが、単独事業費から補助事業費のシフトを進め、県負担の軽減を図りつつ、総額を確保する。それから、他団体に比較して、単独事業費の構成割合が高いといった構造的な課題の解消に取り組む。これは後ほど、別途説明がある。なお、普通建設事業費の総額については、補助事業費による確保を基本としつつ、歳入の増減を勘案して、機動的、弾力的に対応するというこで、普通建設事業費については、そういう形で重点的と言うか、取り組んでいくということ。

15ページは、県の役割の見直しによる行政サービス提供体制の新たな構築ということ。

まず1つ目、行政サービス提供施設等の再編と運営体制の見直し。公共的サービスと考えた場合、昨今、その提供主体が多様化しており、そういうことなどを踏まえて、この際、県行政の役割分担の見直しを行うとともに、少子化などによる施設の利用実態の変化、施設の老朽化が進行しているということなどを踏まえて、この際、公の施設などについて、再編と運営体制の見直しを行うというもの。

幾つかあるが、まず1つ目、青森県社会福祉研修所については、社会福祉に関する研修を、そこに書いてあるように、県立保健大学健康科学教育センターで実施することとし、社会福祉研修所は廃止する。

(2)の県立母子福祉センターについては、事業そのものの実施を民間団体に委託し、県立母子福祉センターとしては廃止する。

(3)の県立海洋学院については、入学者の減少等を踏まえて廃止する。

(4)は、青森県青年の家及び県立下北少年自然の家の廃止ということ。主として子どもの体験活動となっているこの青年の家、及び県内3か所の少年自然の家、梵珠、種差、下北、3か所ある。それについては、少子化、利用状況、立地バランス、施設の老朽化等を踏まえて、2か所の県立少年自然の家に集約することとし、青年の家と県立下北少年自然の家は廃止する。

(5)は、農業関係教育施設の見直しについて。県内に2か所あるこの農業関係教育施設については、先般の農業改良助長法の改正などを踏まえて、農業大学校を廃止し、営農大学校については、高度営農者養成のための機能の強化を図り、機能の強化後は、応分の受益者負

担として、授業料、研修費の徴収を検討する。

(6)は、職業能力開発校の再編等ということで、これの再編を検討する。また、応分の受益者負担、ただし求職者に係るものを除き、授業料、研修費の徴収を検討する。

(7)は、県立高等学校の再編。県立高等学校教育改革第2次実施計画(案)に基づき、規模、廃止の適正化を図っていく。

飛んで、(9)は、県立病院の改革。県立病院改革プランを策定し、県立病院の経営の改善に係る抜本的な見直し、方策を検討していく。

(10)は、公営企業の見直し。公営企業は、現在、電気事業、駐車場事業、工業用水道事業、観光事業とある。既存の電気事業については、電力の自由化等を踏まえて、平成26年度を目途に廃止する。駐車場事業については、県営駐車場を知事部局に移管した上で廃止する。それから、工業用水道事業等の管理業務の民間委託を推進していく。

次は17ページ、市町村との連携協働について。

(1)が、市町村への事務権限の移譲。住民に身近な事務は、できるだけ住民に身近な市町村が、主体的に完結して行うことが望ましいという観点から、事務権限移譲計画を策定し、市町村との密接な連携の下、事務権限の移譲を推進する。

なお、事務権限の移譲に当たり、円滑な移譲ができるよう、財源措置や人的支援に配慮する。

そのページの一番下、3番目、民間活力の活用について。この際、抜本的に民間活力を活用して、民間移譲や民間委託を推進するなど、行政サービス提供体制の新たな構築を図る。

また、ということで、その次の2行目が大事だと思っているが、民間移譲や民間委託は、県の事業の民間への開放、あるいは、民間の事業参入機会への拡大にもつながることから、新たな雇用の創出にもつながるので、これらを配慮しながら、積極的に取り組んでいきたいと考えている。

次は18ページであります。

(1)の民間移譲。次に掲げる社会福祉施設については、現在、管理運営を委託している社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団があるが、これを平成19年度までに独立民営化した上で、同事業団へ民間移譲する。

まず、県立安生園、これは養護老人ホーム、県立八甲学園は知的障害児施設、青森県知的障害者総合福祉センターなつどもり、括弧の中にそういう施設の内訳が書いてある。

また、県立釜臥荘、これは養護老人ホームだが、これについては、平成17年度に社会福祉法人へ民間移譲する。

(2)は、民間委託の推進。3行目、自治研修所ということで、県と市町村の職員の研修を行っている自治研修所の研修業務について、

包括的に民間委託する、とか、先ほど申し上げた総務事務センター(仮称)に集約する内部管理業務の民間委託を実施するなど、積極的に民間委託を推進していく。

(3)は、指定管理者制の導入。地方自治法が改正され、指定管理者制度という制度ができた。そこで、民間事業者等のノウハウを活用して、効果的かつ効率的な管理運営を図るということで、平成18年4月を目途として、次に掲げる公の施設として指定管理者制度を導入していくというものである。

県立三沢航空科学館、県立自然ふれあいセンター、この県立自然ふれあいセンターについては、併せてということで、この際、より効果的管理運営の観点から、施設の地元自治体の無償譲渡についても検討する。次が、青森県白神山地ビジターセンター、青森県十二湖エコ・ミュージアムセンター、青森県男女共同参画センター及び青森県子ども家庭支援センター、青森県県民福祉プラザ。19ページ、県立はまなす学園、青森県身体障害者福祉センターねむのき会館、青森県視覚障害者情報センター、聴覚障害者情報センター、その下、駐留軍従業員等健康福祉センター、これは三沢市にあるが、これについては、併せて、施設の地元自治体の無償譲渡についても検討する。その下が、青森県酪農振興センター、それから下水道、岩木川流域下水道、馬淵川流域下水道、十和田湖の特定環境保全公共下水道、その下は、県営住宅及び特定公共賃貸住宅、その下、青森県総合運動公園と新青森県総合運動公園、駐車場が県営駐車場、県営柳町駐車場、県営スケート場、青森県武道館、県営浅虫水族館である。

19ページの一番下、(5)、公共的サービスの提供主体の拡大について。近年、ボランティア団体、NPO法人などの民間組織が、御案内のように、地域における公共的サービスの新たな担い手として期待されているとともに、地域における新たな産業や雇用の創出など、地域経済の活性化にも寄与している。

この様な状況の変化を踏まえて、住民へのより満足度の高い公共的サービスが提供されるよう、コミュニティビジネスやコミュニティベンチャーへの支援を行うなど、公共的サービスの担い手の拡大に向けた取組みを推進していく。

4番は、地方独立行政法人への移行ということ。先般来、地方独立行政法人制度が創設されたので、これを踏まえて、この下に掲げる試験研究施設、青森県工業総合研究センター、農林総合研究センター、水産総合研究センター、ふるさと食品研究センター、この試験研究施設と、県立保健大学について、平成20年度の移行を目途に、地方独立行政法人への移行について検討する。

21ページ、公社等の改革について。

(1)が、公社等の統廃合等。まず、アは青森県住宅供給公社。こ

れについては、平成20年度を目途に廃止する。ただし括弧にあるように、地方住宅供給公社法における自主解散規定の整備を前提とする。

イの財団法人青森県沿岸漁業振興協会については、平成18年度をもって廃止する。

ウの社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団については、先ほど御説明申し上げたように、平成19年度までに独立民営化を行う。

エは社団法人青森県栽培漁業振興協会。業務運営体制を見直すとともに、経営の自立・独立化について、早期の実現を図る。

オは財団法人青森県建設技術センター。先ほど申し上げたような、下水道への指定管理者制度の導入を踏まえて、下水道の管理部門の体制を見直しする。その他の部門については、経営の独立民営化を行う。

カは財団法人青い森みらい創造財団。先ほど申し上げた県有体育施設及び県立三沢航空科学館への指定管理者制の導入を踏まえて、その役割と業務運営体制の見直し、廃止を含む、を行う。

(2)は公社等の経営改革について。公社等の経営改革を積極的に推進していく。

1つ目が経営の健全化、2つ目が人員体制等の見直し、3つ目が経営評価軽度を導入していくと。公社等の自立性を高め、経営の健全化を進めるため、専門家等による点検評価を行い、その結果に基づいて、適切な指導助言を行うための経営評価制度を導入する。

それから、最後が理事長公募制の導入について。知事が公社等の理事長の任命等を行う際の手続きの公正及び透明性を確保するため、理事長候補者に係る公募制を導入するというもの。

23ページ、6番の事務事業等の見直しについて。何度も申し上げているように、県行政の役割分担を抜本的に見直していかなければならない。そこで、県民にそういう形で、そういうことをした上で、県民に真に必要な行政サービスを自主的、効果的、効率的に提供していくという観点から、各年度の当初予算の編成を通じて、補助金を含む事務事業等の全般にわたって見直しを行うものである。

(1)に、事務事業の見直しと書いてあるが、これまで県は、公共事業とか公共施設の整備を行い、また、市町村や民間団体の助成などを行い、保健・医療・福祉・教育に関する施策、あるいは産業振興や地域振興に関する施策など、地域に密着した施策を実施してきた。

このように、多様な施策を実施する中で、県として、多種多様な機能を担い、多くの役割を果たしてきたところであるが、近年、民間企業、市民活動団体等による社会公共的なサービスの提供、地方分権、市町村合併の進展など、県行政を取り巻く環境が大きく変化しつつある。

したがって、こうした状況を踏まえて、役割分担の見直しを進め、民間企業、市民活動団体、市町村との適切な役割分担に基づき、見直しを行っていくというものである。

見直しに当たっては、必要性、妥当性、有効性、公平性、緊急性等の視点から検討し、成果重視の視点に立って、選択と重点化を進めるとともに、効率的かつ効果的な予算執行を図っていく。

続いて24ページ。大きな柱の、県民の目線に立った成果重視型の行政経営の推進、行政経営システムの確立について。そこに書いてあるが、厳しい財政環境のもとにあって何が必要かという、最少の経費で最大の効果が上がるように、限られた行政資源のより適切な活用を図っていく必要がある。

このため、成果を重視した目標管理型のマネジメントとか、ITを活用した行政経営を推進するなど、施策の目標を効果的に実現する行政経営システムの確立に取り組んでいくということで、以下、いろんなことを書いてある。

(1)が目標管理型マネジメント。

25ページ、(2)がITを活用した行政経営。

26ページは、県民との情報共有等ということ。県民の行政ニーズを的確に反映した上で、県民の目線に立って、質の高い行政サービスを提供していくため、県民参加と県民の協働を推進していく。

このため、広報公聴機能の充実を図るのが一つ。それから、施策の立案過程の県民参加機能というものの見直しを行う。それから、県民との協働を推進するための仕組みや体制づくりなどについても検討を進める。

27ページ、規制の緩和ということ。許認可等の規制や手続について、県民負担の軽減等の観点から、見直し、簡素化等を進めていく。

一番下の(3)、構造改革特区制度及び地域再生制度を活用した地域の活性化等を図るため、国に対して積極的に提案していく。

28ページ、職員の能力向上と意識改革。先ほど来申し上げているが、県民の行政ニーズを的確に反映して、ポイントが2つ、コスト意識とスピード感。これを持って質の高い行政サービスを、この際、少数精鋭の職員で提供していくため、ということで、行政経営を担う人材について、確保し育成を図っていく。このため、職員の採用試験制度を見直しする。それから、新たな人材育成方針の策定に取り組む。また、人事評価制度を確立するなど、職員の能力向上を図っていく。

それとともに、意識改革を図る。意識改革については29ページの(5)、コスト意識の徹底ということ。印刷、刊行物というものに係るコストの表記とか、職員のコスト削減目標の設定等の取組みを通じて、職員に対してコストを意識した行動を促し、職員一人ひとりにコスト意識の徹底を図っていく。

研修についても、先ほど、自治研修所について包括的に民間委託すると申し上げたが、そういうこと等を通じて、こういうコスト意識の徹底を図っていききたい。

財政課
中島課長

(6)は、成果重視意識の徹底。この際、職員の能力向上を図り、そしてまた、コスト意識、そういう意識改革も図りということで、底上げを図っていききたいということ。

資料3について御説明する。

これは、行政改革を実施すれば県財政がどうなるのか、ということを一ページに書いている。

数字がたくさん並んでいるが、右端の縦の列を御覧いただきたい。

これは、17年度から20年度までの4年間のそれぞれの合計額を書いている。この列の一番上に237億円というのがあるが、これは昨年の11月の段階で見込んでいた財源不足額(歳出が超過している額というか歳入が足りない額)、これが237億円あった。これだけの赤字の額(基金を、貯金を取り崩すということ)は覚悟していた。

その下の数字、1,064億円があるが、これは新たに今年の5月に算定したものであり、この間、国からの交付税の減額があり、1,064億円まで歳入の赤字額が出ているということで、その拡大額がその下の数字の827億円。1,064億円と237億円の差引827億円の赤字の拡大が4年間分であるということ、これが新たなターゲットである。

この827億円を詰めていくのに、まず行政改革で、その下のYの数字、319億円というのが詰められるだろうということ。内訳は、職員数の適正化で106億円だとか、給与の適正化で9億円などになっている。

そして319億円の6つ下の数字、Zの96億円があるが、これは今年の交付税の決定額と、当初見込んでいた数字とに、幸いにして上ブレがあった。24億円の上ブレがあり、歳入が増になったということで、24億円の4年分、96億円を折り込んでいる。

したがって、827億円に対して、このYとZの319億円と96億円を足して415億円は詰められる。残るのが、差引をした、その下の数字412億円、これが足りないということ。

この足りないものを、そのまま放っておけばどうなるかということ、その下の24億円という数字があるが、そもそも一番上の数字に戻ってもらって、237億円という貯金の取り崩しは覚悟していた。そして更に足りない412億円というのまで取り崩せばどうなるかということ、20年度末の段階で貯金を取り崩して24億円の赤字になる、というのがこの数字である。

その24億円と書いてある横に、参考として財政再建団体転落ライン170億円程度、と書いているが、ここが気にしているラインであって、この170億円は20年度末の段階ではクリアはしているが、おそらくこのままいけば21年度にはこのラインに到達してしまう、超えてしまうので、再建団体転落の危機があるということ。

下の点線で囲った所、24億円をどう評価するかということ、行政改

革大綱の取組みを確実に実行することにより財政再建団体転落危機は当面は回避される、20年度末までは回避されるだろうということ。

ただし、20年度末で財源調整のための基金、貯金が底をつく。ですから、先ほど申し上げたとおり21年度には再建団体転落の危機があると。

そういった意味で、環境の変化に機動的・弾力的に対応できる持続可能な財政構造の確立を目指して、まずは、17年度当初予算編成を通じて強力な取組が必要だという認識である。この行革の取組みに加えて、更に、今、必要だということ。

それから、大事な注意だが、一番下の四角の所、この試算値は5月段階での推計であって、今後の経済情勢が変化したり地方財政制度が変更になったりすれば、歳入が大きく動いてくるので、当然この数字は変わってくる。歳入の落ちが更になれば、当然悪化の度合いは早まるということになるので、そこには十分注意が必要である。

2ページ、この足らざる412億円の数字についてどうするのかということ。

今後の予算編成の基本的な考え方として、まず、三位一体改革、地方財政制度の改革が進行過程にあり、一般財源の動向を見通し難い、歳入、収入の動向を見通し難い状況にある。したがって、歳出をいくら削減すれば収支がどうなるのかということが正確には見込めない。

そうした意味で、収支をキッチリ把握する財政改革プランというのは、今の段階では見直し難いという認識を持っており、財政改革プランを見直すまでの間は、予算編成を通じて調整をし、財源不足額を圧縮していくということを考えざるを得ない。

具体的な項目というか、候補としては、下の四角でいくつか囲んであるところ。

まず1つ目の四角。行政改革大綱及び財政改革プランに定められた項目の推進ということで、組織の簡素・効率化あるいは職員数・職員給与の適正化。行革大綱であるとか財政改革プランに書かれてある、人件費の抑制ということはやらなくてはいけないし、その下に、普通建設事業費の構造改革、単独事業から補助事業へのシフトも考えていかなければならない。このことについては後程説明する。

その他の経費についてはシーリングの強化ということで、予算の抑制に努めていく必要がある。

それから、ふるさと再生・新生重点枠経費の確保。これはソフト事業をやるための重点枠、新規枠というのを20億円確保して確保してあるが、これを維持していきたいとは思っている。

そうすると残り、足らなければ基金の更なる活用、ということも考えざるを得ない。

こういったいろんな候補があるが、これらいずれもどれかを緩めれ

ばどれかをきつくしなければいけない、いわゆるトレードオフの関係にある、ということも一方で認識をしておかなければならないということ。

3 ページ、普通建設事業の構造改革ということについて。

普通建設事業というのは、いわゆる公共土木事業とそれから施設、八コ物、そういった事業のことだが、この普通建設事業費の東北6県の比較をしたのがこのグラフ。

左上のグラフを御覧いただきたいが、平成16年度の6県比較。本県は左端にあって、総額は1,906億円。この水準は一目瞭然だが、東北各県の中ではトップの水準である。

更に、この棒グラフの中が3色に色分けされているが、一番下の901億円というのが県単独でやる事業、斜線が国からの補助がある事業、上に187億円とあるのが直轄事業と言われているもの。

この中で県単独の事業に着目していただきたい。901億円というのがどういう水準か、というと東北6県の中でトップであるし、場合によっては他の県からみると倍位の水準をまだ持っているという状況。

その下の棒グラフ、平成2年度と比べればどうか。平成2年度がどういう意味合いか、というと、バブルが崩壊し、経済対策として平成4年度以降、公共事業をどんどん追加してきたが、その追加する前の水準ということ。本県の総額が1,880億円ということで、単独事業が486億円であった。この総額、あるいは単独事業費について、東北6県を比べてみると、ほぼ横並びの状況であることがお分かりかと思う。そういった中で、本県は、今だにこの平成2年度を上回る水準を平成16年度で、総額を持っているし、単独に至っては倍近い水準を持っているということ。また、他の5県は16年度は、おおむね平成2年度を下回る水準に既に総額を落としてきているという状況にある。

そういう中で何をしていかなければならないかということ、一番下のグラフ、普通建設事業費の構造改革(イメージ)と書いてあるものだが、これは、今後4年間の普通建設事業について財政改革プランで描かれている姿を書いている。

平成17年度で言えば1,726億円の普通建設事業を財政改革プランで想定している。内訳は、791億円が単独事業で、733億円が補助、直轄が202億円という想定をしている。この中で単独事業を、例えば100億円ほど削減をして、代わりに補助事業を100億円やれば、どうなるのかということだが、当然その場合には総額が変わらない。総額を変えない中で単独から補助へシフトさせることによって、単独事業というのは国からの補助がないので、県費を使う額というのが大きい、補助事業は当然国からの補助がある分、県費を使う部分が少ないので、多く使うものから少なく使うものへ変えるので、財政効果額が出てくる。したがって、そういったシフト、振替をやっていく必要がある

のではないかということ。

そして、4ページ。

なぜこの行財政改革をやらなければならないのかということの、全国的な背景について。

三位一体改革というのが進展しているわけだが、三位一体改革の目的は2つある。1つは、「地方分権の推進 質的転換」と書いてある。「税源移譲」と「国庫補助負担金の改革」、「交付税の算定の改革」、この3つが一体となって改革しなければならないという意味で三位一体である。

国からの補助金というのは当然、紐が付いており、これを廃止をして税源移譲をすれば地方が自由に使えるということと、それから交付税の算定の改革については、交付税についても、こういう事業をやればこういう交付税を配りますよという、ある種の紐みたいのが付いている部分があって、そういったものは極力無くしていこうという、算定の簡素化、改革が進められている。いろんな意味で、地方の自由度、裁量度を拡大していこうと、そういう質的な改革が一方で進んでいる。

(2)の、「国・地方を通じた財政健全化 量的縮減」という観点からも、この三位一体改革は進んでいるが、なぜ、量的縮減をしているのかということ、その下のグラフを見ていただきたい。

棒グラフは、国、地方、それから交付税特会というものの借金の残高を書き並べてある。折れ線グラフは、国、地方、交付税特会の借金の残高を合計したもの、互いに重複があるので、それを純計したものを折れ線グラフで書いてある。

平成16年度でみると、国、地方合わせた借金の残高は719兆円ということ。国は548兆円の借金の残高を抱えている。ちなみに国の税収が40兆円なので、約13倍もの借金を抱えている。地方は、204兆円の借金の残高があり、地方全体の税収が、大体30兆円なので、7倍近い借金の残高を抱えている。そういう借金の残高を抱えていると、当然、借金の返済でクビが回らなくなってくるわけで、今、そういう状況に陥っている。だから、歳出を抑制して、そういう借金に頼るのを少なくしていこうという動きをしている。

一番下の四角に書いてあることだが、三位一体の改革については、真の地方分権の確立のため地方の立場から主張すべきは主張する姿勢は貫く考えだが、一方で地方自らも行財政運営を抜本的に見直していくといった対応が必要だと。

こういったことについては地方団体全体としての共通認識であり、こういった流れの中でも行政改革をしていかなければならないということ。

次のページ、この全体の、国、地方を通じたスリム化の中で、本県が例えば16年度にどういう影響を受けたか、について。

棒グラフは普通交付税の額で、折れ線グラフは公債費の推移、借金の毎年の返済額である。

平成16年度の交付税の額が2,600億円。15年度と比べて約230億円減額になっている。この2,600億円という水準は、ほぼ5年前の平成11年度の水準位である。

借金の返済はどうかというと、平成16年度は1,132億円。この借金の返済額は、ずっと右上がりできて、15年度、16年度とほぼ横ばいとなっているが、これは借金の借り換え、端的に言えば先送りをしているので、借金の返済額は少なくなっている。したがって実質的には借金の返済額は右上がりできている。その原因は、過去、経済対策で公共投資を追加してきた、その借金の返済額がどんどん膨らんできたということ。

収入が平成11年度を下回る水準であるにもかかわらず、公債費は平成11年度が911億円であるから、200億円あまり増えている。そのことが四角の所に書いてあるが、16年度の交付税は230億円程度減額になっている。国の景気対策等により発行を余儀なくされた地方債の償還により、平成11年度と比べて200億円程度公債費が増加している。

一方で、交付税の額は11年度を下回る水準まで減額になっているということで、歳入は増えない、支出は増えてくるといふ、歳入・歳出の両面から財政が圧迫を受けている状況にあるという、こうした具体的な背景もあって、行財政改革を進めなければならないということである。

特別対策局
天童局長

先ほど申し上げたとおり、私どもが進めようとしている行財政の大改革というのは、とりもなおさず、別途策定作業を進めている「新青森県基本計画（仮称）」を着実に推進していくためであるので、この「新青森県基本計画（仮称）」について竹内企画課長から説明をお願いする。

企画課
竹内課長

新青森県基本計画（仮称）策定素案について御説明する。

資料4、この表紙には、平成16年8月23日付け青森県総合開発審議会基本計画策定委員会と記載している。

この策定の組織についてだが、今年1月30日に、知事が、今回の計画を策定するに当たって、総合開発審議会に諮問し検討をお願いすると。この考え方は、県と県民が共に考え進んでいく自主自立の考え、そして、それを実現するためのプロセスを踏まえたものということだ。諮問している。県の外部の総合開発審議会、この審議会の中の基本計画策定委員会、これを4つのグループ、小委員会に分けて、「産業振興小委員会」、「健康福祉小委員会」、「環境くらし小委員会」、「教育

文化小委員会」という形で、精力的にこれまで検討され、8月23日に、青森県総合開発審議会として取りまとめたもの。

8月30日から、県内3か所において、県民の皆様、今、青森県ではこういう計画を立てていますよ、ということで、策定委員会が主体となって県民フォーラムを開催し、県内各地の方々と議論を交わしているところであり、今後、県の考え方、理念も含め、県の計画として策定するという形に持っていく。

では1ページ、新青森県基本計画素案の概要について。

今、想定している素案は80ページ位になるが、今回お手元に配付したのは、ダイジェスト的なもので概要としてまとめたもの。

この構成については、1として基本計画の目的と特徴等、2として青森県の課題、3として青森県がめざす将来像、4が県民と県の取り組みの基本方向、5が計画の推進に向けて県が重視すべき考え方や重点推進プロジェクト、それから、計画の推進に向けて、という委員会からの提言があり、こういう形で構成している。

2ページ、基本計画の目的について。

社会経済環境が大きく変わっており、雇用情勢、財政環境の悪化ということで、これまでの経済的価値観の延長線上に本県の将来ビジョンを描けない状況にあるということ。

それから、このような時期にあっても県民がこうありたいと願う10年後の将来像と、そしてそれを実現するために県と県民がともに取り組む方向を示して、地域に賦存する様々な資源や人材、ネットワークを総動員して「地域力」を最大限に生かして新しい価値を創造していこうということ。

そしてこのためには、これまでの社会基盤や本県の特性を積極的に生かしながら、県民とともに新たな時代を切り拓いていくための指針として新青森県基本計画を策定していきましょう、ということを目的としている。

この基本計画の特徴だが、前のプランとの大きな違いは、県と県民がともに取り組む方向を示す計画であること、そして目標値を計画の中に具体的に掲げているということ。それから、取り組みを進めていく上で、県民、市町村、企業、団体、それぞれの役割を示したこと、

また、財革プランを進める中においても、今後5年間、県として重点的に取り組むべきプロジェクトを出していこうと、いうことであり、計画の期間は平成16年度から平成20年度までとなる。

3ページ、青森県の課題を、審議会では5つの側面として捉えた。

環境変化の中では、「経済のグローバル化や地域経済の構造変化」、「少子・高齢化の進展」、「地方分権の進展」、「環境問題への意識の高まり」、「情報ネットワーク社会の進展」、という5つの側面で捉えている。

それで本県の課題としては何か、ということで5項目並べている。一番厳しい、雇用、地域経済の状況ということ。この計画策定に当たっては県民を対象に1万人アンケートを実施しており、その中でも一番県民の不満度が高かったというのが雇用に関する項目であった。有効求人倍率が全国最下位であるとか、高校新卒者の未就職者も3年連続で100人の大台を突破しているということで、厳しい雇用、地域経済の活性化は、本県の一番大きな課題であろうと捉えている。

それから、安全・安心の確保。1万人アンケートの中で、雇用以外で不満度が高かったということからいけば、「安全な街づくり」、「安心して子育てできる環境づくり」、「地域安全対策」、「医療」、「原子力施設の安全対策」ということ。一方、最も高い満足度だったのは、「安全な食品が買える」ということ。いろんな牛肉の問題とかある中で、青森県では安全な食料が買えるということで、この面からいけば生活面の基盤である「安全・安心」に対応していくことが重要であろうということ。

それから、暮らしやすさのさらなる向上ということで、1万人アンケートで目を引いたのは、「住んでいる地域の住みやすさ」ということに県民の半分以上が満足しており、満足度では2番目であった。住みやすさというのは、経済的な価値では表せない総合的なものであろうということで、食・住・遊、それぞれに四季折々に多彩なライフスタイルの展開が可能な地域であるということで、その満足感を持っている県民の現状は、今後の青森県を考えていく上で大きな優位点であると捉えている。

次に、閉鎖性の打破、ということで、これまでも青森を良くするための発言や行動することへの評価、認め合うことに閉鎖的な面があったのではないかと。青森県を次世代に引き継いでいくためには、青森のよさを生かし、旧弊を克服しながら新しい価値を創出していきましょうと。閉鎖的だった心の持ち方や地域の土壌を変えていくことが必要であろうと。

それから、従来型行政からの転換ということで、本県の財政が悪化して、16年度からの5か年で環境変化に柔軟に対応できる、そして持続的な財政構造を目指すということ、新計画でも一緒になってその中に取り込んでいくということ。また、ともすれば県財政は公共投資による景気の下支えということや、県民福祉、県民生活向上の支援など、県民生活を支え、頼られる存在としての役割を果たしてきたが、財政面での制約から、これまでの行政の姿は限界に達したであろう、ということで、行政の役割や関わり方について考える必要があるのではないかと、本県の課題として5項目提案いただいた。

次に、青森県がめざす将来像について。

委員会としては、人を創り、人を活かし、皆が元気になる青森県を

目指していこうと。

それから、美しさと暮らしやすさをさらに伸ばしていく青森県。

それから、100年先を見据えた10年後の誇りある青森県、という形で提言されている。これについては、基本的な考え方として、県としての考え方も折り込んでいこうと思っている。

また、青森県がめざす5つの姿、将来像ということで目標として掲げている。これらは、財革プランの中でも重点分野としている産業・雇用、健康福祉、環境、人づくり、というものをベースとして、「いきいきと働ける豊かな社会」、「健やかで安心して暮らせる社会」、「環境と共生する循環型社会」、「安全・安心で快適な社会」、「青森の豊かさを知り、夢をもって未来を拓く社会」という5つの将来像を掲げた。

この5つの社会像を実現するための仕組みづくりとしては、県民各々の社会参加と協働の促進、そして男女共同参画社会の推進ということが必要であるということを提言している。

具体的に今後、県と県民の取組みの基本方向として出しているのが5ページ。

「いきいきと働ける豊かな社会」という項目で、政策としては、働く場の創出・充実に努めよう、ということ。

本文の方には現状や課題、それを有効求人倍率とか新規学卒者の県内就職率というものも明示しながら、主要な取組みの方向、どういう考え方で取り組んでいくのか、ということで、ここには雇用の促進と書いているが、一つには若年者の雇用促進、中高年齢者の雇用促進、障害者の雇用促進ということを記載し、それぞれに期待される役割という部分については、県民、企業、関係団体、行政と、各々に、県民の皆様には起業意識の向上、地域や家庭における職業意識の形成を、あるいは企業においてはインターンシップなどによる職場体験機会の創出、ワークシェアリングの導入ということ、関係団体においては、企業や経営者の意識改革や前向きな取組みに対する働きかけ、助言の実施ということ、行政が行うものとするれば、建設企業の経営改善や新分野進出への自助努力、創業・起業を支えるサポート機能の強化とか。

そればかりでなく、そういう形のものを並べながら、各々が各々でできるものをそうしていきましょうと。

ともすれば、これまでの計画であれば、県がつくって県が旗を振って進めていこうというものを、各々役割分担しながら進めていきましょうという形で構成している。

その目標値であるが、これは県だけで進めるのではなく、県と県民の皆様が、例えば、平均有効倍率、平成14年では0.29%だが、あと5年たったらこれ位に持っていきたいと、そういった目標値を掲げていこうという形で構成されている。

以下、6ページの「健やかで安心して暮らせる社会」、7ページの「環境と共生する循環型社会」、8ページの「安全・安心で快適な社会」、9ページの「青森の豊かさを知り、夢をもって未来を拓く社会」、ということで、政策、施策、それぞれに期待される役割と目標値という項目で並べようと思っている。

10ページ、計画の推進に向けて県が重視すべき考え方や重点推進プロジェクトについて。

前ページまでを踏まえて、これをどのような形で進めていくのかという提言である。

計画の推進に向けて県が重視すべき考え方、5つの将来像を実現していくためには、基本方向に沿ってそれぞれの取組みを進めていくわけだが、これまでは行政が中心となっていたわけだが、それを、県民、市町村あるいは各団体が役割分担、連携を進めながら、重点的な政策プロジェクトにより行政運営を進めていくべきということが考え方の基本理念となっている。

それから県民参画による青森県づくりということで、3項目を提言している。

県民と行政の役割分担の見直しということで、申すまでもなく行政というのは、県民の期待やニーズに応えなければならないが、このように財政環境が悪化する中においても多様化するニーズに全て応えるということではできなくなってきた。

ここで県民と行政が役割分担し、力を出し合って、これからの青森県をつくっていきましょうということで、役割分担の見直し。

それから、県民参画の基盤づくりということで、県民が今持っている力、意欲を発揮するためには、男女、年齢、職業を問わず、それぞれの能力や立場で青森県づくりに参画すべきという提言である。

それから、県行政の責任と積極的取組みということで、県民の負託に応え、行政の責任を発揮するためには、県は市町村行政と常に連携し合い、より良い行政体制に向けて積極的に取り組んでいくべきという提言である。

その下、経営的視点に立った重点的行政運営ということで、費用対効果、選択と集中による行政運営、ということで、前段でも申し上げたが、県民の全ての期待やニーズに応えることができない以上は、どれかを選択せざるを得ないと。そうなれば、必要性が失われたもの、効果が低いものは止め、行政資源を重点的に配分していくということが、費用対効果、選択と集中による行政運営の考え方として提言されている。

それから、総力発揮のための積極的な行政運営としては、組織間、とかく言われる県庁の縦割りということについても組織間の連携によって大きく政策効果を得るために、もっと、組織、人員の配置、評価、

それらを見直していくべきという提言である。

計画推進に向けた重点推進プロジェクトということで、プロジェクト1からプロジェクト5について、特にこれらを進めていくべきとの審議会の提言として頂いているのが、「しごとおこし推進プロジェクト」、「人づくり推進プロジェクト」、「いのち育むあおもり推進プロジェクト」、「顔が見える安全・安心推進プロジェクト」、「環境先導プロジェクト」、ということ審議会からの提言として記載していただいている。

それから11ページ、計画の推進に向けて。

この計画は、県と県民が共に取り組んでいくものだが、その実現に当たっては、やはり県の果たす役割が大きいということで、審議会から、計画の推進に向けて、県の取り組みをこのような形で進めてほしいということいただいた。

情報の共有と生活者参画による地域づくりの推進ということで、開かれた県政の推進、その中では公正・透明な開かれた県政の推進、それから、情報発信・情報共有のための体制の整備、それから、県民とのパートナーシップの構築ということで、参加と協働による地域づくりの推進、県民による政策形成機能の強化、ということ。

それから、計画の推進に向けた新たな仕組みづくりということで、外部委員会による計画のフォローアップをする仕組みを構築すべきと。とかく計画も作れば作りっぱなしと言われるが、それらについては進捗状況を把握しながら改善活動につなげていくべきと。

また、県民視点を取り入れた評価システムの構築ということ、それから行政資源投入の仕組みづくり。

経営視点に立った不断の行財政改革の推進ということで、計画の実現を支える行財政基盤の確立、役割分担による新たな行政サービス提供体制の構築、成果重視型の行政経営の推進、という構成になる。

先ほど申したが、この素案を県としては9月下旬に審議会から答申の形でいただき、その後県の計画として更に校正を加えて、議会に報告してパブリックコメントに付すということ、それから12月議会で議員の皆様のお審議をいただくというスケジュールになっている。

今委員長

それではこれから意見交換をしたい。議論の対象となるのは、「行政改革大綱改定一次素案」ですので、御意見、御質問、いずれでもお願いする。

程川委員

行政改革の目的の一番、全ての物事を進めるには、目的というものを明確に県民の皆様に伝えること、そして同じ方向に目が向いて行動することだと思うので、意見、あるいは質問させていただく。

自主自立の青森県づくりが目的である、それで正しいか、というの

が一つ。その前後の文面全てを拝見させていただくと、そこが、うっかりするとぼやけてしまい、県民の皆様が理解するのにゴチャゴチャになってしまうのではないかと感じた。

より明確に、県民の皆様と自主自立の青森県づくりを目指すというふうに明確に謳った方が、県民の支援、あるいは協力も絶大にいただけるものになるのではないかと感じたので、意見させていただいた。

特別対策局
天童局長

行政改革の目的といった場合、いろんな視点、要素とか、諸々踏まえながらまとめるということであり、ただ分かり易くということにも、私共なりに考えながらこれをまとめているわけだが、行政改革の目的というのは、ふるさと青森県の再生、新生の大改革が目的だが、御指摘があったように、分かり易いということからすれば、まさに自主自立の青森県づくりを着実に進めていくと。これが私共としては、目的の中のポイントであると認識している。

山本委員

基本的には青森県財政が極めてピンチであることは、理解する。

ただ、私共も委員として、ある意味では非常に大きな責任を任されているわけであり、いわゆるこの平成16年度から20年度までの5年間で、結果はやってみなければ分からないが、そういう方向では努力をしていくということになるが、5年間というスパンで、果たしてこれらのものが100%でなくても、例えば80%のところまで、ほぼ達成感があるなというような条件のところまで、やはりもっていかなければならないという気はしている。そういう観点から、若干御意見を申し上げたい。

財政を縮減するという、一番手っ取り早い部分からいけば、職員数の適正化、あるいは給与の適正化というところが、一番矢面になる。

そのことについて懸念はあるが、ただ、財政上からいけば、このところも手を付けざるを得ないということは、私も理解できる。

ただ、この職員数の適正化、あるいは給与の適正化については、該当する、対応する労働組合があるので、十分、その労働組合の合意を得る作業を慎重に進めて、その合意を得ていただきたい。

それから、歳入確保の取組の関係。確かに青森県としては、国策をかなりの部分で受け入れてきた。

特に、エネルギーの関係等についても、日本原燃の関係も含めてやってきた。ただ、その割には、国から冷たくあしらわれているという感じを私は抱く。

見当違いかどうか分からないが、青森県には在日米軍三沢基地に米軍の人達が生活をしているが、在日米軍の人達は、車庫証明が要らないということで、かなり優遇されている。

直接、県と米軍の人達と交渉できるか分からないが、それぞれの地

特別対策局
天童局長

域に生活を現にしているわけだから、日本の法律に基づいて、例えば、車庫証明をきちんと取る。手数料が入るわけなので、県にも。

そういうことをきちんとしていかなないと、青森県全体としても、県民も、不公平感がある。そういうことは国にもきちんとこういうことで在日米軍に対して、法律を守っていただくというような動作をすることが必要ではないか。

自動車税についても、破格の大幅減免をされているという資料も目にしてはいるが、歳入をいかに確保するかという観点の一つとして、例えばということで意見を申し上げた。そういうことも考えてみる必要があるのではないかと思う。

まず、財源不足の関係について。

確かに、きっかけは、資料1で説明したように、巨額な財源不足があり、それについて財政改革プランでいろいろ汗水たらしながら対処した。さらにその上に三位一体の改革に基づく交付税総額の大幅な削減がきたということがある。

そういうことで、新たなターゲットとして827億円の財源不足というものがあり、私共はこの財源不足に対処するということであるが、これをきっかけとし、その対処の仕方としては、今まで、20世紀を通じてやってきたことの方、やり方というものを抜本的に変えていかなければ駄目なのではないか、という思いがある。

そういうことをした上で、私共の意気込みとして、狙いとして、この827億円については、今後20年度までの間にこれを解消したいと、解消すべく取り組んで参りたいとの意気込みである。

それは意気込みだけかと言われるかもしれないが、物事は意気込みを持たないと先に進まない。

そこで、827億については、先ほど資料1で説明したように、415億円ということで、半分まできている。ただ、それは見方からいけば、半分しかないだろうと言われるが、残りの412億円については、まずは平成17年度の当初予算の編成、それから20年度までかけて、着実に、より効果的に見直しを図っていきたい。

結果として827億についてはやり遂げる、解消し遂げるというのが目標である。それが第一点。

それから、関連で申し上げると、職員数についても、組織についても、今までと同じように対処していくと、お金が固定されてしまう。

そうすると、この先、新青森県基本計画ということで、いろんな前向きなことをやっていこうとしても、新たな事業とか、新たなプロジェクトということではできない。できないところから、このままでいけば、もう沈没してしまうのは目に見えている。

したがって、この際は、先ほど申し上げた考え方、やり方を抜本的

に変えた上で取組を、しかも、事態は急を要するわけであり、これを私共よりも若い人達の方に先延ばしすることによって、より苦しくなっていくというのは目に見えている。

ですから、今まで青森県ということで、お世話になってきている私共としての責任として、これに取り組んでいかなければ駄目だという気持ちで今取り組んでいる。

それから二点目、歳入の確保。山本委員から、原子燃料サイクル事業や原子力施設の関係で話があった。私共は所管ではないので、一般論として申し上げるが、原子燃料サイクル事業を含め、この原子力施設の関係については、青森県としては、あくまでも安全確保を第一義として、地域振興に寄与するんだ、という大前提のもとに、立地、協力要請に対して協力するというようにしているわけである。

そういうことを踏まえた上で、この12ページでは、先ほど3行の所があるわけだが、これは、非常に私共は思いを込めながら書いてある。

本県の食料は、食料自給率第4位、全国の中で、これは冠たるもの。

エネルギー、原子燃料サイクル事業を含め、新エネルギーの関係でも、県南で環境・エネルギー産業創造特区であるとか、大いに取り組んでいる。

それから、人材。例えば、青森県の工業高校の生徒達を見た場合に、物凄く優秀な人達がいる。それを手塩にかけて、お金をかけて、手間隙をかけて、それを首都圏に、そういう人材を供給してきているということがある。

これらを含めて考えてみた場合、まさに私共青森県は、国民生活を根底から支えている、国に貢献している。そういう貢献度とか役割を正當に評価していただくことによって、財源確保については適正に対応するよう、各方面に、お願いすべきはお願いしていきたいと考えている。

職員の関係、組織の関係、いろいろと抜本的な見直し、ということ掲げている。職員についても、この際、やはり持てる力をフルに発揮する、要するに成果重視。成果重視というと、そういう考え方は如何なものかと言われるかも分からないが、やはり、効果、成果をあげないと、これからは駄目だと思う。事務事業というものを一通りやっている、努力しました、ということだけでは駄目。

例えば、環境・エネルギー産業創造特区を何回も申し上げるが、全国にも類例を見ないような形のものとして注目されているし、着実に浸透している、ということ一つとっても、ああいったものをドンドン、効果あるものを増やしていく、成果を上げていく、成果を重視するという意味での考え方を確保していきたい。

そのためには、職員の能力を上げていく必要がある。また、コスト意識、それからスピード感。意識改革ということで書いてあるが、29

ページの最後の方に、成果重視意識の徹底ということで。

何を言っているかということ、要するに目標達成度を適時、適切に把握した上で、例えば、ある一つのプロジェクトがあった場合に、春先からプロジェクトを推進していくために、国に願います、ある事業団に願いますといった時、その進捗度がどうなのかと。そこでの採択の状況を踏まえながら、またその次の年にやっていくという形で、着実にそういうものを把握していった上でものにしていくと。

民間であれば常識だろうと言われるわけだが、残念ながら、反省をこめて申し上げれば、この行政の世界は、今まで必ずしもそうではなかった。ただ、最近はそういうふうなものが増えているが、それを押しなべてやっていきたいと考えている。

そういった職員数の関係、組織の関係については、私共関係者の理解を得ながら進めて参りたいと考えている。

行政経営推進室
阿部室長

(車庫証明、自動車税の関係について)

今言われた件については、日米の地位協定の関係で国の通達があり、県で条例で、確かにそういう措置をとっている。それについて、どこまで改善できるのか分からないが、今後、税務課の方とも相談し、その通達の中で改善できる点があるのか、検討してみたいと思う。

田中委員

まず3ページ、県行政の役割分担の抜本的な見直しということで、お話を聞いて大体分かるが、確認の意味で、県行政の役割というものをどの様に認識しているのか。

2番目、同じページの、行政の経営革新の取組、県民の目線に立った成果重視型の行政経営を推進します、と。

この素案をずっと読ませていただいて、じっくり検討してみたが、要するにスリム化すると。財源の赤字を無くするためにスリム化するという主旨で、いろんな改革をされている。

これはよく分かるが、経営革新、さっきから出ているが、重点3分野、雇用、福祉、環境。その中でも雇用が一番の本県の課題。有効求人倍率0.33と、0.8いくらの全国平均に比べて極端に低く、これが緊急の課題である。それが伴わなければ、いくらスリム化しても、県全体の活力が逆に失われていくことにもなる。

先ほど基本計画の素案が出されたが、若い人達、それから年金も65才以上でなければ支給されないという、年寄りの人達、こういう人達の働く場がないというのは、現実の、大変厳しい状況である。

何年先にこうやりますよと、これはある意味では絵に描いた餅のような感じがする。そういうものをもっと具体的に、今まではこうであったと、これからはどうするんだと。

この前の資料だと、この3分野に180億円を投入する、5年間で。

こういう資料が出ていたが、そのへんの改革の取組も、この中に入っていないと、ただ減らすということだけでは、県の組織だけを考えたと言うか、そういう感じに受け止められかねないというところがあるのではないか。

3つ目、5ページ。要するに、いろんな出先機関を廃止するという、これも良く分かる。しかし、廃止された地域の経済的な衰退というのは、かなり出てくる。廃止された所のサービスをどの様な形で補うのか。例えば、ITを強化するとか。市町村にお願いするとかあると思うが、そのへんをある程度考慮に入れないといけないのではないか。

それから、3地区に配置するという提案があった。3地区というと、弘前、青森、八戸という具合に、そうではないだろうが、取られがちなところがある。そうではなく、例えば、西北地区とか、下北地区とか、そういう全体を考えた3地区への再編ということをお願いしたい。

4つ目が、7ページの職員数の適正化。これは職員を減らしていくということ。新聞などによると、勸奨退職を40才代まで下げるといったことがあるが、辞めさせられた人達は一体どうなるのか。これはさっきのところにつながるが、最重要課題はやはり雇用ではないか。そのへんの政策と言うか、これを兼ね合わせた職員数の適正化をお願いしたい。

期間適正化率15%とあるが、これはどういう意味か。15%というのはどこから。財源を確保するためと思うが、15というのはどういう意味か。

9ページに、諸手当等の見直しがあるが、同時に研修のあり方、出張についての検討もしていかなければならないと思う。

私も教員をしていたので、研修、出張のあり方について、考えさせられるところがある。情報社会、要するに物質エネルギーに変わって、お金の掛からない時代を目指してということであるわけだから、そういうものと兼ね合せて、研修や出張についての検討もお願いしたい。

13ページ、財産の処分。学校の統廃合、出先機関の廃止といったことから、使用されない財産がかなり増えてくると思われる。現に、小中学校の統廃合が行なわれているが、使われていない校舎があちこちにあり、それをどう使ったら良いか分からないという状況にある。

しかも土地や施設がなかなか売れないという状況にあり、出先機関、学校の統廃合などによる財産の処分は、かなり真剣にやらないといけないのではないかと思う。

18ページの指定管理者制度、この制度について説明してもらいたい。

20ページ、民間に委託する、あるいは民間に移譲すると。よく分かるが、青森県の民間の力というのは、あると思えない。民間に公的サービスを担ってもらおうと。ところが、その民間の活力のない所が、青森県の一番の弱点ではないかという感じもする。

特別対策局
天童局長

だから、そういうコミュニティビジネスやコミュニティベンチャーへの支援を行なうと、担い手の拡大に向けた取り組みを推進すると、ここを一つ、強力にやっていただきたいと思う。

まず第1点目、県の役割の関係。

県の役割については、先ほども御説明したが、県としては、公共事業とか公共施設の整備を行なうとか、あるいは市町村や民間団体助成、保健、医療、福祉、教育に関する施策。産業振興とか地域振興、諸々のことをやってきた。そういう地域に密着した施策を実施してきており、多種多様な役割を果たしてきた。

しかし、昨今、いろんな社会公共的なサービスの提供を考えた場合、県が全てを直営でやるとか、そういうことではなくて、例えば、民間団体、NPOであるとか、市民活動団体とかもある。

したがって、財政状況が厳しいことも踏まえながら、この際は、そういう形で役割分担を見直していくと。

その結果として、民間移譲とか民間委託を強力に推進するのが一つ。

それから行政サービスを考えた場合、住民に身近なものは、できるだけ住民に身近な市町村が行なうのが望ましいのではないかという観点から、事務権限の移譲を進めていくとか、そういう形で取り組んでいきたいということ。

2点目は、雇用。

私共の基本的な考え方は、民間委託とか民間移譲を進める、それから県の職員数の適正化を図る。

職員数の適正化を図るという考え方の根っ子にあるのは、こういうことがある。民間委託、民間移譲を進めるということは、県が行ってきた事務を、そちらの方に委ねるということだから、そこにその分の業務量が増えていく。当然、お金のなものは措置しているわけだが、相手方の所には雇用が生まれるという側面がある。こうしたことを、この際、きっちり考えた上でやっていかなければ駄目だと思っている。

これから先、県のいろんな行政展開を考えた場合に、我々、正職員が、みんな全てのことをやる、これまでやってきたようなことをやる時代でもないだろうと。

例えば、そういう民間委託を進めるとか、あるいは民間から派遣社員という形で、派遣を受けることも有り得る。ただどうしても全体的な、広域的な調整、コーディネート的な機能は当然あるわけだから、県職員として、そこはしっかり従事する必要があるということで、この先は、様変わりしていくだろうという認識を持っている。

3点目は、出先機関の見直しの関係。

そこに機関が無くなる、組織が無くなるといった場合はどうなるのかについては、基本的な考え方として、冒頭に説明したが、現在のい

ろんな進展を見ると、市町村合併がある。それから地方分権の進展。また、昔に比べて、時間、距離を考えた場合、道路整備等による時間、距離の短縮がある。

それからIT。これは、私ですら、パソコンを使いながら、瞬時にいろんな形でやり取りができる時代であるということを考えて場合、ずっとここ何十年も県内6地区という形で出先機関の配置をしてきているが、先ほど来申し上げたいような環境変化、状況変化を考えた場合に、この先は半分の3つという形でいけるのではないかという気がしている。

ただし、その場合であっても、市町村の合併という、大きな要素があるわけだから、そこらも含めた上で、この3地区というものを考えていく必要があるということであり、旧3市に限る云々ではなくて、今後、いろんな要素を勘案しながら、十分に検討していく必要があると思っている。

4点目は、7ページの職員数の適正化の関係。

辞めた人は、雇用の関係でどうなるんだと。私共、公務員は、労働の関係で制約を受けている反面、身分保障されている部分がある。したがって、この適正化の考え方は、あくまでも退職不補充である。退職して、本来であれば新採用となるわけだが、それについては不補充でいくという意味。

5番目、期間の適正化率15%について。

これは、800人を対象職員の5,321人で割り返せば、15%に相当する。100人であれば、15人、そういう形で適正化していくというもの。

6点目、9ページの関係で、諸手当等の見直しに関連して、研修、出張とかのあり方を考えていくべきだということについて。

出張のあり方等については、昔、県において予算の不適正執行があり、あの当時以降、予算の適正執行を図るということで、県の旅費の効率的、効果的な執行の方法について、鋭意取り組んできている。

研修については、これからはより効果的にやっていきたいということで、その関係も含めて、自治研修所、これは県職員、市町村職員の研修を行っているが、この際は、包括的に民間に委託して、成果重視型、コスト意識、スピード感という形で研修の効果を上げていきたいと考えている。

13ページの財産の処分の関係。

組織を見直す、あるいは廃止するという結果として、当然敷地が残る。建物は老朽化しているので取り壊すということがあるが、その残った土地については、有効利用というものを考える。

考えるが、現行の施設が不要になり、土地についてもそういう形で利用されることは少ないのではないかと思われるので、処分することで歳入を上げながら、巨額の財源不足に対処するための一助にもして

いきたいと思っている。

8点目、18ページの指定管理者制度の導入の関係。

これは、地方自治法の改正があり、従前はどうかであったかということ、地方公共団体の公の施設、ここにあるようにいろんな施設があるが、県営浅虫水族館を例にとると、従前はこれを委託する場合に制約があった。公共的団体でなければ駄目だということ。例えば、地方公共団体とか、あるいは公共的団体、民法34条に基づく公益法人、社団法人、財団法人でないと、委託できなかったが、地方自治法が改正され、民間団体であれば良いということで、株式会社でも良い、となった。

その発想は何かということ、行政と民間を考えると、基本的にはいろんなノウハウ的なものを効率的にやっていくということからすれば、民間等が優れている部分もあり、時代の流れの一環として、そういう意味で地方自治法が改正されたということ。

そこで、18年4月を目途に、この指定管理者制度の導入を図っていきたいということ。これについては、手続、手順というものが必要になってくるわけで、来年2月の定例県議会に条例を提案すべく、検討していきたいと考えている。

9点目、20ページ、公共的サービスの提供主体の拡大の関係。

コミュニティビジネス、コミュニティベンチャーへの支援ということ。田中委員から、民間の力、というお話があった。私共のこれまでの経験から踏まえれば、民間の事業者、団体は、元々から力をつけている人もいるし、ここにあるように、コミュニティビジネスを担うとか、コミュニティベンチャーを担うということで、新たな団体も育ちつつあるという状況にある。

したがって、例えば、コミュニティビジネスなどもそうだ。農業の関係の人が、正規の流通に乗らないものを、自分達で売りさばくことによって、その場合には無農薬とか、無添加とか、そういう野菜を協同して売る、質の良いものを売ることによって収益を上げ、それを、例えば、一人暮らしのお年寄りの人達などに、毎月1回はお弁当を配って歩くとか、こういう素晴らしい活動をしている。そういうコミュニティビジネスをやる人達が、今は増えている。

そういうものの担い手の育成、拡大に向けて支援をして参りたいということ。

今委員長

ありがとうございました。皆さん、御意見、沢山あるだろうと思うが、当初予定していた時間になったので、これは次回にもう一度会議を開き、そこで十分御意見をいただいた方が良いのではと考えているが、如何でしょうか。

加福委員

文言の質問だとか、そういうものは事前に、例えば文書で事務局の

方にお出しいただくとか、その方が効率的に進められるのではないか。

今委員長 次回の進め方に関しては、その様なことを考えている。
それも含めて、事務局の方で、紙とか、今配りますか。

行政経営推進室 阿部室長 それでは、次回までに、文言とかで知りたいものについては、様式
を後ほど差し上げるので、そちらの方に御意見をいただければと思います。

今委員長 意見についても書いていただければ。それから質問、表現についても
お願いします。そういう文書があれば、大変話が進みやすいので、そ
ういうふうをお願いしたい。

佐々木委員 終わったことについてのことが、それとも事前に資料がもう少し前
に配られていると、各委員から、このへんについて聞きたいというこ
とだと、委員の方々に重複することが出てくる。
それから、事前に、ここの場でなくても良いけども個人的に聞いて
おきたいと。文言で自分の違った領域で聞きたいことなどがあるので、
今回であれば、できれば1週間くらい前に配付してくれれば、この委
員会で言わなくても、大体のことで確認しておきたいことがあったら、
そのことで前もって聞いておくと。
そして事務局から、この会の前のある程度のことをいただけるので
あれば、もっと時間の利用率が良くなるのではないか。
従来そういう方式をとっていたことも記憶しているので、前にやっ
ていて良い方法は残しても良いと思うが、御検討願いたい。

行政経営推進室 阿部室長 今回、もっと早く渡せば良かったが、できたのが1週間くらい前で
すから、これからの運営に当たっては注意していきたい。

今委員長 今のことを含めて、内容に関しての個人的な質問等があった場合に
は、これは直接事務局に連絡してもよろしいですね。
それでは、次回の日程について、事務局の方でお願いします。

行政経営推進室 平沢総括副参事 次回の日程ですが、来週9月10日金曜日、午後1時から2時間半程
度で、会場は本日と同じこの場所を準備させていただきます。

今委員長 意見提出の紙を配付しますから、それについては、各委員から自分
が提出したものについて、それを基にして説明をしていただくという
ことですね、それをお願いしますということですね。

行政経営推進室
平沢総括副参事

様式については、この会議終了後に配付させていただきます。
基本的に、次回の会議ではそのの様式に書いていただいた御意見について改めて委員の方々から御発言をいただきたいと考えています。

今委員長

それでは本日の会議を終わります。

特別対策局
天童局長

引き続き、継続審議、ということで、私共、青森県の再生・新生のために、今、まさに、最重要だと認識していますので、よろしく願いします。本日はありがとうございました。